

改正

平成28年3月15日規則第1号

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宇佐市条例第270号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2号に規定する規則等で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員の名簿
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他当該団体の財務を明らかにすることができる書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による指定は、指定管理者指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第4条 条例第11条第1項の規定による指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書（様式第3号）又は指定管理者業務（全部・一部）停止命令書（様式第4号）により行うものとする。

(変更事項の届出)

第5条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月15日規則第 1 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 5 条関係）